

# 意見書

平成 22 年 1 月 14 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふかだ こうじ  
代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1  
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 12 月 15 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 1. 接続料金

### ■ドライカップの接続料金について

平成 18 年度以降、上昇傾向にあったドライカップにかかる接続料金は、平成 21 年 12 月 9 日に認可申請された平成 22 年度の接続料案において、NTT東西ともに ¥1,400 を越える水準に達し、競争事業者が提供している直収電話サービスの基本料金を上回っており、利用者のメリットを損ないかねない状況になっております。今後のNTT東西殿による光サービスへのマイグレーションが進むことを考慮すると、この傾向は止まることはなく、ドライカップの回線部分にかかる接続料金の上昇幅が大きくなることは必至と考えます。

他方、NTT東西殿によって、検討に資するだけのネットワークの将来計画が明らかにされるかどうか目途が立っていない今、電気通信市場の公正競争環境の維持及び利用者の利便性向上を図るために、抜本的な接続料算定の考え方に関する見直しの検討を早急に行うべきであり、見直しされるまでは、現行の接続料水準を政策的に維持・凍結することを強く要望いたします。

	H 2 1 年度	H 2 2 年度	差額
NTT東	¥ 1, 3 2 3	¥ 1, 4 1 6	¥ 9 3
NTT西	¥ 1, 3 7 8	¥ 1, 4 1 0	¥ 3 2

また、現行の算定方法に関しても、以下の点を検証することが必要と考えます。

- ▶ ドライカップコストの 50%以上を占める施設保全費に対する効率化の検証  
(メタル回線コストの内訳：平成 20 年度)

(単位：百万円)

	NTT東	NTT西
減価償却費	83,466	88,169
固定資産除却費	9,258	14,433
施設保全費	186,999	195,435
その他	85,834	75,932
合計	365,557	373,969
施設保全費の割合	51%	52%

(参照：NTT東西接続会計報告書)

<http://www.ntt-west.co.jp/open/kaikei/index.html>

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/finarep/index.html>

- ▶ 加入ダークファイバとドライカップのコスト配賦の適切性の検証  
(例：施設保全費の比較)

(単位：百万円)

		H18年度	H19年度	H20年度
NTT東	メタル	206,886	201,598	186,999
	光	12,510	15,305	17,275
NTT西	メタル	230,846	215,299	195,435
	光	17,486	18,123	17,992
合計	メタル	437,733	416,897	382,434
	光	29,996	33,428	35,267

(参照：NTT東西接続会計報告書)

<http://www.ntt-west.co.jp/open/kaikei/index.html>

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/finarep/index.html>

▶ 他の接続料の算定方法との有用性の検証

下表にて他の接続料の算定方法とその進捗を整理していますが、これらの接続料については、利用者利益の増進を図る観点で適宜適正化の検討が実施されてきております。ドライカップ接続料の現行の実績原価方式についても、これらの接続料とのバランスを取った検討が行われることが必要と考えます。

PSTNの接続料	IPネットワークの接続料
〔ドライカップ〕 算定方法：実績原価方式 進捗：なし	〔加入ダークファイバ〕 算定方法：将来原価方式（H22年度まで） 進捗：H22年度見直し
〔加入電話〕 算定方法：長期増分費用方式 進捗：長期増分費用モデル研究会で検討	〔ひかり電話〕 算定方法：将来原価方式 (H22年度以降、実績原価方式へ移行)

## 2. 貸倒率の算定について

### ■適切なリスク管理が行われた結果であるかの検証が必要

本年度の認可申請案の貸倒率は、前年度より大幅に上昇していることから、NTT東西殿は、管理部門が適切なリスク管理を行っていた結果であるかどうか、接続事業者に対して、その適切性について検証が可能となるよう十分に説明を行うべきと考えます。

### ■貸倒率の算定方法と原価への算入対象の考え方の検証

リスク管理の検証に加えて、貸倒率の算定根拠である貸倒額（下表①）と接続料収入（下表②）のそれぞれの内訳となる対象費用項目と貸倒率の加算対象となる（接続事業者が負担する）費用との整合性が取れているかどうかの検証が必要と考えます。

具体的には、G C局舎におけるコロケーション費用（スペース、設備使用、電気料）などですが、仮に貸倒率の算定フローで考慮されていないのであれば、貸倒率の算入対象から除くべきと考えます。

◇N T T 東「網使用料算定根拠から抜粋」

X V ・料金設定に使用した貸倒率

(単位：百万円)

	H20	備考
①接続料の貸倒額	603	参考 1. 設備区分別の費用明細表より
②接続料	261, 056	H20 年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)

貸倒率	0. 23098%	①÷②
-----	-----------	-----

◇N T T 西「網使用料算定根拠から抜粋」

X V ・料金設定に使用した貸倒率

(単位：百万円)

	H20	備考
①接続料の貸倒額	705	参考 1. 設備区分別の費用明細表より
②接続料	263, 774	H20 年度実績 (接続会計報告書 様式第 1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)

貸倒率	0. 26727%	①÷②
-----	-----------	-----

■接続料原価への算入方法の考え方の確認

N T T 東西殿の網使用料算定根拠において、例えばドライカップであれば、“平成 20 年度の費用”に貸倒率を乗じた金額から“平成 20 年度の接続料収入”との差額を“調整額”として、次に“平成 20 年度の費用”との合計から“1 回線あたりのコスト”を算出して、最終的に更に貸倒率を乗じた数値を接続料としています。

この結果、同じ貸倒率が 2 重に考慮されることになっており、特に前者の貸倒率の考慮は“平成 20 年度の費用”を底上げするものになっているため、この算入方法は不適切と考えますので、見直しを行うべきと考えます。

3. 工事費・手続費及びコロケーション料金等

■自前工事調整等作業費の工数について

平成 22 年度の接続料案において、作業単金は下がっているものの、POI 調査費用、自前工事調整等作業費、立会い費（平日昼間）は貸倒率を含めた結果、軒並み値上がりとなっております。あくまでも作業単金の低廉化は労務費、退職給与費等の金額面の減少であり、業務効率化によるコスト削減効果とは言いがたく、NTT 東西殿において、常に業務効率化を推進しているのであれば、工数の削減も自発的に行うべきであると考えます。平成 18 年度以降、手続き全般の工数は変更がないため、システム更改等がなくても、業務効率化の観点から、積極的に工数の見直しを図るべきと考えます。

#### <作業単金の比較>

	H 2 1 年度	H 2 2 年度	差額	増減率
NTT 東	¥ 6, 2 1 3	¥ 6, 2 0 7	- 6	- 0. 1 %
NTT 西	¥ 6, 1 7 9	¥ 6, 1 6 9	- 1 0	- 0. 2 %

#### <工数の推移>

		NTT 東		NTT 西	
		H17 年度	H18~22 年度	H17 年度	H18~22 年度
POI 調査費用	ラック増設	1. 503	1. 418	1. 640	1. 578
	ダークファイバ	0. 125	0. 135	0. 150	0. 153
線路設備調査費		0. 358	0. 345	0. 410	0. 317
設計費用	ラック設置の場合	8. 092	7. 788	8. 215	8. 003
	電力クック等の設備 2 種類以上	5. 572	5. 500	5. 587	5. 560
	電力クック等の設備 1 種類	4. 027	3. 688	3. 208	3. 335
施行結果 確認費用	ラック設置の場合	1. 450	1. 430	1. 495	1. 403
	電力クック等の設備 2 種類以上	1. 373	1. 315	1. 432	1. 357
	電力クック等の設備 1 種類	1. 125	1. 095	1. 178	1. 070
立会費用	機器搬入	1. 855	1. 763	1. 693	1. 592

#### ■ POI 設置キャンセル違約金の転用期間について

平成 19 年 9 月に、「コロケーションの見直し等に係る接続ルールの整備について」の POI 設置キャンセル違約金の設定において、NTT 東西殿ともに「コロケーションリソース（スペース・受発電設備以外）の転用期間は 6.4 ヶ月を要する」として認可されましたが、この転用期間については NTT 東西殿の説明によればコロケーション解約事前通知 6 ヶ月の根拠ともなっており準用されております。

ただし、コロケーション解約時にはスペース、受発電設備も含めたコロケーションリソースの 6 ヶ月分の費用負担が必要とされており、POI 設置キャンセル違約金の設定におけるコロケーションリソース毎の転用期間と整合性の取れた適切な根拠とはなっておりません。

また、認可時において、算定根拠となる実績データの開示はなく、NTT東西ともに同期間であることも不明瞭なため、コロケーション解約事前通知6ヶ月の根拠を明確にする必要があり、NTT東西殿別及びコロケーションリソース毎の実績を調査し、再度転用期間を見直し効率化を図るべきと考えます。

なお、透明性を担保するためにも、算定根拠は開示すべきと考えます。

#### ■コロケーション費用の算定について

平成22年度より、コロケーション費用におきましても調整額が算入されることとなっていますが（例えば、電気料金であれば、従来一律同じ単価であったものが、設備設置年度で単価が異なるケースが発生）、コロケーション費用は接続料金と異なり、接続約款化されておらずオープンな検証スキームが確保されていないため、算定根拠の開示がなく、その調整額及び貸倒率の妥当性を検証する手段がありません。

コロケーション費用も接続料金と同様に、適正性の検証は重要と考えますので、NTT東西殿においては、接続事業者の要望に応じることを責務とし、調整額、貸倒率等の算定根拠となる内訳を開示するよう強く要望します。

### 4. NTT東におけるDSL/DF開通申込受付システム更改について

#### ■システム更改費用の開示

平成22年度第一四半期に、NTT東殿において大幅なシステム更改が実施される予定ですが、対象システムは、「DSL開通申込受付システム」、「光ファイバ開通申込受付システム」、「一般番号ポータビリティ申込受付システム」と多岐に渡っております。また、その開発にかかる費用は概算額約29億円となり、接続料の「回線管理運営費」、「ルーティング番号登録工事等受付手数料」へ算入されることになるため、該当接続料の上昇が懸念されます。したがって、接続事業者の予見性確保のためにも開発費用概算額29億円の算定根拠及び内訳を情報開示すべきと考えます。

#### ■新旧システムの並行運用期間の設定

なお、このシステム更改は運用フローの見直しも伴うため、接続事業者側にて連携している社内システムの大幅改修も同時に必要となることから、運用開始時期及びシステム改修費用等を含め、来年度の事業計画に多大な影響を与えます。

しかしながら、操作説明会及び運用開始時期は未だ確定しておらず、更には各社が新システムへ移行する間の旧システム利用期間（以下、並行運用期間という）の設定もなく、NTT東殿が設定する運用開始と同時に新システムでのみ全ての新オーダーを受けるという一方的な説明を受けており、接続事業者側の対応は配慮していただけない状況となっております。

並行運用期間の設定は、各社が新システムへの移行をスムーズに行ううえでも必須条件と考えますので、NTT東殿が要望される運用開始から並行運用期間6ヶ月以上の設定を強く要望します。

このように、現段階では接続事業者にとってデメリットが大きいいため、この大幅なシステム更改によって、接続事業者がメリットを享受できるよう、NTT東殿においては、現行運用以上の業務効率化を推進していただくことを重ねて要望します。

## 5. 接続料金と利用者料金との関係について

### ■総務省殿が実施するスタックテスト

接続料と利用者料金との関係に関する検証は、NTT東西殿と接続事業者の間の公正な競争を確保するために、重要かつ有益なスキームであると考えていますので、今後も継続的な実施を要望します。

なお、このスキームの有効性をより高めるためには、“接続料金相当”に接続事業者がネットワーク構築を行うためにコストを加味したうえで、利用者料金との関係をチェックすることも必要と考えます。

具体的には、Bフレッツ、フレッツADSLのように該当する接続料だけではサービスが構築できない区分に対して、“接続料金相当”に必要なコロケーション費用、バックボーン費用等を考慮して、検証頂けるよう要望します。

### ■ガイドラインの見直し

“接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン”は平成19年3月30日に策定され、見直し規定が以下のように定められています。

「本ガイドラインは、接続料設定事業者が新たなサービスを開始した場合、会計データの把握方法等に変更が生じた場合及び接続ルールの見直しが実施された場合等において、必要に応じて見直すものとする。なお、当該見直しを行う場合は、意見公募を行うなど手続の透明性の確保に十分留意する。」

見直しの契機としては、本規定に因るだけでなく、総務省殿で実施されている競争評価スキームでの検証結果、並びに各区分における競争状態にも勘案しながら、検証方法、基準値、もしくは区分などの見直しを柔軟に行って頂けるよう要望します。

以上